

相談

年金相談

希望される方は事前予約が必要です。
【音声案内①→②を押し、山都町年
金相談予約とお申し出ください】

申込	熊本東年金事務所
日時	6月13日 午前10時～午後3時 千寿苑

認知症相談

ご自身またはご家族の認知症に関する相談会を行います。
希望される方は事前予約が必要です。

申込	熊本東年金事務所
日時	6月13日 午前10時～午後3時 千寿苑

白死遺族個別相談

熊本県精神保健福祉センターでは、
自死遺族（大切な人を自死で亡くした
方）の相談などを開設しています。

相談日	6月10日、7月8日
日時	午前10時30分～正午

行政相談日のお知らせ

今年度の行政相談日を左記のとおり
予定しています。行政に対する要望や
ご意見などございましたらお気軽にご
相談ください。相談は無料で、秘密は
厳守されます。

場所	熊本県精神保健福祉センター
日時	毎月 第2木曜日 偶数月 第4木曜日 午後1時30分～午後4時30分

税の減免について

地震発生時における人身事故の防止
および避難経路の確保を目的とし、危
険ブロック塀などの除去費用の一部を
予算の範囲内で補助します。

対象

・当該ブロック塀などが面する道路面か
ら高さ80cm以上のもの

・当該ブロック塀の高さが60cm以上の
もの

・点検表に基づき点検した結果、安全
対策が必要と評価されたもの

・所有者が町税を滞納していないこと

・補助率 対象事業費の10分の10
※補助上限額20万円もしくは除去する
長さ1メートル当たり1万2千円の
いずれかの額の低い方

・受付期間 6月2日～11月28日

問合

役場本庁 会議室
地域包括支援センター

☎ 72-11677

アイガモ農法支援事業を実施します

水稻栽培におけるアイガモ農法に係
る費用の助成を行います。
内容 アイガモ農法に係る経費で、他
の助成制度による財政支援を受けて
いない、または受ける予定でないも
の。補助率は2分の1

補助対象 アイガモ、エサ代、アイガ
モ入籠の購入費
補助事業者 アイガモ農法による水稻
栽培者又は農業団体
提出書類 町ホームページをご覧くだ
さい。

問合

農林振興課

☎ 72-11136

相談・予約	熊本県精神保健福祉センター (熊本市東区月出3-1-1-120)
利用方法	事前予約は不要です。直接 会場へお越しください。

相談・予約	熊本県精神保健福祉センター (熊本市東区月出3-1-1-120)
会場	会場へお越しください。

6月「無料人権相談所」

人権擁護委員による「無料人権相談
所」を開設します。人権問題やその他
いろいろな悩み事や心配事などありま
したら、人権擁護委員にご相談くださ
い。秘密は厳守されます。

日時	6月2日、午前10時～午後3時
場所	開催場所・相談委員

有機農業者への支援事業を実施します

有機農業の振興のため、山都町有機
農業振興事業を実施します。農業振興事
業を実施します。農業振興事業を実施す
るには、1名以上生産行程管理者を含
んだ団体)

問合	人権センター ☎ 72-2031
内容	※なお、上記日程以外でも相談を受付 いたします。左記問合せ先へ連絡いた たあと、後日相談委員へお取次ぎい たします。

問合	総務課 ☎ 72-1111
内容	※なお、上記日程以外でも相談を受付 いたします。左記問合せ先へ連絡いた たあと、後日相談委員へお取次ぎい たします。

助成・支援

・平成12年5月31日以前に着工したも
のまたは熊本地震により、り災した
ことが確認できるもの

・在来軸組工法、枠組壁工法または伝
統的構法によって建築された地上階
数が3以下のもの

・平成12年5月31日以前に着工したも
のまたは熊本地震により、り災した
ことが確認できるもの

・所有者が町税を滞納していないこと
・建築基準法に係る違反がないもの

・耐震診断：補助対象経費の10分の9
以内（上限13万5千円）

・耐震改修設計：補助対象経費の3分
の2以内（上限20万円）

・耐震改修工事：補助対象経費の2分
の1以内（上限60万円）

・耐震改修設計+耐震改修工事、また
セント以内（上限60万円）

・耐震シエルタ工事：補助対象経費
の2分の1以内（上限20万円）

・耐震改修設計+耐震改修工事、また
セント以内（上限60万円）

・耐震シエルタ工事：補助対象経費の1
括り1万2千円

・耐震改修設計+建替工事：一括補
助、対象経費の60分の53以内（上
限の2分の1以内（上限5千円）

・耐震改修設計+耐震改修工事、また
セント以内（上限60万円）

提出書類	町ホームページをご覧ください。
問合	農林振興課 ☎ 72-11136

木造住宅の耐震化の支援が拡充されました

地震に対する安全性の向上を図るた
め、耐震改修工事などに必要な費用の
一部を予算の範囲内で補助します。

・山都町内の木造住宅で、住宅所有者
が居住しているもの

・在来軸組工法、枠組壁工法または伝
統的構法によって建築された地上階
数が3以下のもの

・平成12年5月31日以前に着工したも
のまたは熊本地震により、り災した
ことが確認できるもの

・所有者が町税を滞納していないこと
・建築基準法に係る違反がないもの

・耐震診断：補助対象経費の10分の9
以内（上限13万5千円）

・耐震改修設計：補助対象経費の3分
の2以内（上限20万円）

・耐震改修工事：補助対象経費の2分
の1以内（上限60万円）

・耐震改修設計+耐震改修工事、また
セント以内（上限60万円）

・耐震改修設計+耐震改修工事、また
セント以内（上限60万円）

・耐震改修設計+建替工事：一括補
助、対象経費の60分の53以内（上
限の2分の1以内（上限5千円）

・耐震改修設計+耐震改修工事、また
セント以内（上限60万円）

・耐震改修設計+建替工事：一括補
助、対象経費の60分の53以内（上
限の2分の1以内（上限5千円）

・耐震改修設計+耐震改修工事、また
セント以内（上限60万円）

・耐震改修設計+建替工事：一括補
助、対象経費の60分の53以内（上
限の2分の1以内（上限5千円）

・耐震改修設計+耐震改修工事、また
セント以内（上限60万円）

・耐震改修設計+建替工事：